



19 高教政第 5 号
平成 19 年 4 月 2 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

職務の級の切替え等について（通知）

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年高知県条例第62号。以下「改正条例」という。）が平成19年4月1日に施行されることに伴い、平成19年4月1日における特定の職務の級の切替え等に関する規則（平成19年高知県人事委員会規則第16号。以下「切替規則」という。）及び人事委員会委員長通知「平成19年4月1日における特定の職務の級の切替え等について」（平成19年3月30日付け18高人委第74号。以下「切替通知」という。）が制定されたことにより、同日において下記のとおり職務の級の切替えを行いましたので、職員に周知してください。

記

1 職務の級の切替え等の概要

平成17年12月に策定した高知県行政改革プランに沿った給与制度の見直しの一つとして、班長、主任等の行政職給料表の職務の級は4級とする。このため、行政職給料表の適用を受けている職員で5級に在級している職員のうち、班長、主任等であるものについては、5級から4級に切り替えること。

この場合の4級における号給は、切替日の前日における号給の額と同じ額又は直近下位の額の号給とすること。ただし、切替日の前日に受けていた給料の月額（給料の調整額を除く。）は保障すること。

2 職務の級の切替え等（改正条例附則第12項関係）

（1） 職務の級の切替え

行政職給料表の5級である職員のうち、平成19年4月1日（以下「切替日」という。）において、次に掲げる職員以外の職員は、行政職給料表の4級に切り替えること。（切替規則第2条、切替通知第2）

ア 事務長歴9年以上の職員

イ その他人事委員会に承認を得た職員

（2） 号給の切替え

切替日の前日における号給の額と同じ額又は直近下位の額の号給とすること。

3 職務の級の切替え等に準ずる措置（改正条例附則第13項関係）

職務の級の切替えとなった主任等との権衡上、改正条例附則第12項に準ずる措置を講じる

必要があると認められる次に掲げる職員について、当該号給を決定する過程において、行政職給料表の5級から4級に切り替えること。(切替規則第3条、切替通知第3)

(1) 行政職給料表以外の給料表の適用を受けていた職員で人事異動により新たに行政職給料表の適用を受けることとなった職員

(2) 切替日以降に人事交流等により新たに行政職給料表の適用を受けることとなった職員

(3) 切替日以降に人事交流等により行政職給料表以外の給料表の適用を受けていた職員で人事異動により新たに行政職給料表の適用を受けることとなった者

4 職務の級の切替え等に伴う経過措置(改正条例附則第3項及び第4項関係)

(1) 職務の級を切り替えられた職員の給料の月額(給料の調整額を除く。以下同じ。)が切替日の前日において受けていた給料の月額に達しないこととなる職員には、給料の月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

(2) 3の準ずる措置の対象となる職員については、(1)に準じる措置を講じること。

5 切替日以降の異動者の号給の調整(改正条例附則第6項関係)

職務の級を切り替えられた職員が再び5級に昇格するときの号給の決定は、昇格日の前日の号給の額と同じ額又は直近上位の額と切替日前に行われた5級への昇格(平成18年4月1日付けの職務の級の切替えにより5級に定められた職員にあっては、当該切替え前の7級への昇格)がないものとして、昇格時号給対応表に基づき得られる号給とを比較して有利な号給とすることができること。(切替通知第4)

6 切替え等の発令について

職務の級を切り替えられた職員については、「昇給等の発令について」又は「給料等の切替えについて」により、次のように発令すること。

(1) 行政職給料表4級93号給(最高号給)に切り替えられた職員

昭和29年高知県条例第37号附則第12項(又は第13項)の規定により行政職給料表4級○号給を給する 平成17年高知県条例第97号附則第12項(又は第13項)の規定による給料○○円を給する 平成18年高知県条例第62号附則第3項(又は第4項)の規定による給料○○円を給する

(2) (1)以外の号給に切替え後、昇給をしている職員

昭和29年高知県条例第37号附則第12項(又は第13項)の規定により行政職給料表4級○号給を給する 平成17年高知県条例第97号附則第12項(又は第13項)の規定による給料○○円を給する
--

7 貴管内学校への周知について

この通知について貴管内学校への周知をお願いします。